

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 開会宣告
 - ・ 議題の確認
-

1 閉会中継続審査事件

(1) 請願第1号 函館の保育、子育て支援の拡充を求める請願

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 議題宣告
- ・ 本件については、これまでの委員会において、審査に当たりまずは紹介議員から趣旨について説明を受けることを確認していたので、本日、出席いただいている。
- ・ 紹介議員の皆様におかれては、お忙しい中、感謝する。
- ・ 早速だが、審査の進め方については、まず紹介議員から内容や理由について説明をいただき、その上で疑義がある場合には質疑を行うということで進めてまいりたいと思うが、皆様よろしいか。（「異議なし」の声あり）
- ・ それでは、そのように進めさせていただく。
- ・ なお、前回も確認したとおり、紹介議員が自己の意見を述べたり、委員が紹介議員に意見を求める場ではないこととなっているので、委員及び紹介議員におかれては、御配慮の上、御発言いただくようお願いする。
- ・ それでは、説明をお願いする。

○紺谷 克孝議員

- ・ 今、委員長のおっしゃったとおり、私たちは平成27年11月25日請願第1号 函館の保育、子育て支援の拡充を求める請願の紹介議員となった、私、紺谷 克孝と荒木 明美議員、中嶋 美樹議員の3名だ。
- ・ 本日の民生常任委員会で、紹介議員となった理由について述べさせていただく。
- ・ まず、請願趣旨だ。

これに記載されているように、市内に居住する全ての子供たちは健やかな成長・発達が保障されなければならない。しかし、残念ながら、その環境は現状では決して十分に整えられているとは思われない。児童福祉法第24条第1項では、市町村——自治体での保育の実施義務が規定をされている。保育所を運営していく上でさまざまな困難な問題があれば、函館市は法に基づき率先してその解決のため努力することは当然と言わなければならない。国の制度が不十分であれば、その改善を函館市が国に対し要求する必要もある。全体として、そうした立場で、私たちは今回の請願項目に対して賛同を示して、紹介者となった。

- ・ 次に、具体的な6項目について、紹介議員になった理由、あるいは紹介議員になって賛同を示した、このことについて簡単に述べさせていただく。

- ・ まず、1つ目の「保護者の家計を圧迫する保育料の引き下げしていただきたい」という項目だ。

函館市の保育料は、国の基準に比べて非常に細分化されており、また、生活保護・非課税の保護者が無料になるなど国よりも低額となっている。

少し国との比較を申し上げると、標準時間——保育時間が短期と標準の2つあって、その標準の方の11時間で比較すると、国は8区分だが、函館市の区分は19に区分されている。そして最高額でも、国は10万4,000円だが、函館市は8万6,200円ということで、先ほど申したとおり、国に比較して函館市の方が少し恵まれている状況だ。

しかし、保育料の基準については、前年の市民税所得割課税の額によって全部保育料が決まるようになっている。したがって、所得による保育料がなかなか判断しづらいという区分になっている。したがって、私は、いろいろお聞きした具体的な事例によって、保育料が高いかどうか、大変であるかどうかを判断した次第だ。

ある事例では、共稼ぎの夫婦で妻Aさんは2015年2月に働き始めた。子供が2014年10月に生まれ、4カ月で保育園に入園させ、保育料が4万円、昨年9月の改定で4万7,600円になった。Aさんの手取りは16万円くらい、夫の収入は18万円くらい、2人で34万円だ。家賃や車2台が必要なので、非常に保育料が高い、ぜひ引き下げてほしいと強い要望が出されている。ちなみに、収入の2割を保育料が超えている——国民健康保険も2割を超えると大変だということがあったわけだが、それに匹敵する保育料だということだ。

それから、Bさんの場合は夫収入が月額32万円程度、子供は年長児とゼロ歳児——1才未満児。2人目は保育料が半額になるが、2人で月額約5万円の保育料。妻Bさんのパートの収入は5万円ぐらいだから、パート収入はそのまま保育料の支払いになってしまう。で、来年、上の子が1年生になると下の子の保育料が半額でなくなる、すなわち全額払わなければだめになる。これも私、初めてわかったんだけど、子どもが3人いると、今の制度だと2人目が半額と3人目が無料となるわけだが、これに該当するためには3人全員が保育園児でなければだめだと。例えば、上の子が1年生になると2番目の人は全額払う、3番目が半額になる。2番目の人が1年生に上がってしまうと、3番目は全額払わなければならない。すなわち、保育園に3人とも通っていないと半額、全額が無料にならないという制度だと。

他都市ではそうでない場合もあるそうだけれども、そういうことで、この2つの事例を見ても大変保育料が高いと。例えばBさんの場合も、パートで働いている収入全額を保育料に払わざるを得ないということで、こういう事例から見ても、私どもは函館市の保育料が——国基準より安いといえども、やはり高いと言えるのではないかと。したがって、この項目1についても賛同できるのではないかと思っている。

- ・ 次に、2番目の「保育士不足を解消し、保育の質を確保・向上するため、保育士・学童保育指導員などの職員配置基準・処遇を抜本的に改善していただきたい」という項目について述べたいと思う。

多くの私立保育園の保育士の半数以上が、臨時で非正規の雇用となっている。

非正規の長期1年雇用者は、1年たつて次年度の子供の数が決まるとき保育する子供数が仮に少なければ、保育の年齢別にもよるけれども、一般的に保育する子供の数が少なくなると保育士の数も少

なくて済む。したがって、1年雇用の非正規保育士は退職しなければならない。年度年度で保育士の数が動くと、保育士の必要数が少なければ1年契約の保育士は退職し仕事がなくなると、失業すると、そういう不安定な雇用になっている。

多くの非正規の保育士は、時給で、最低賃金あるいは最低基準——今、784円だけれども、それより少し高い、例えば800円とかいう程度の時給だ。不安定雇用で給料も安いので、募集してもなかなか集まらないのが実態だ。給料が安いのに仕事が大変きつくて、子供に対する責任も非常に重い。

なぜ低賃金で非正規が多いのかと言うと、端的に言えば子供の数に対する職員の配置基準、これによるところが大きい。国の最低基準は大変きつい基準なので、多くの保育園ではこの基準の1.5倍から2倍程度の職員を配置しているのが実態だ。

この基準が、国の最低基準は皆さん御承知だと思うが、子供の数に対する職員数では、ゼロ歳児では子供3人に対して保育士1人、1歳児では6対1、2歳児では6対1、それから3歳児では20対1、それから4歳児では30対1、5歳児では30対1となっている。先ほど申したとおり、平均でもこの基準の1.5倍から2倍程度の職員を配置しているというのが実態だ。したがって、国から来るお金が、いろいろ加算分はあるけれども、基本はこの最低基準で計算されて委託料が来る。したがって、仮に2倍の職員を配置していると賃金を2分の1にせざるを得ないということになるわけだ。したがって、この基準自体が大変厳しい基準になっている。昭和23年にこの基準ができたけれども、それ以降、大幅な改定がなくてそのまま推移しているというのが実態だと思う。そういうことで、函館市の私立の保育園も大変厳しい状況になっている。

例えばA保育園では、保育士は正規職員が6名、臨時職員が5名、パートが4名ということで、このパートの保育士の時給は800円、1年経過すると10円プラスになるということで810円になる。市内では、保育士の時給、パートなり臨時の時給が784円——最低賃金でやっているところもあるということだ。例えば、函館市の臨時の保育士は900円台だ、たしか。それに比較しても非常に低いということだ。このA保育所では6名の正規職員、10年から大体30年くらいの勤続者が5名、その平均賃金は手取りでおおむね約17万4,000円、臨時職員はこれも手取りで13万6,000円程度ということになっている。手取りでなくて給料を20万円としても、年間240万円ということで非常に低い——手当があったとしても300万円未満と思うので、大変低い賃金水準だと思う。それからBの保育園では、保育士が正職員6名、パート12名、臨時4名ということで、ここもパートや臨時職員が正規職員を上回るということで、大変処遇が問題になるのではないかと。ほかの保育園でも、詳細は述べないが、クラス担任も臨時が着くと。いわゆるクラスの責任者を臨時職員が行うという保育園も出てきていると聞いている。

労働環境の悪化の一例として、例えばA保育園では平成27年度——今年度は、ゼロ歳児が4月の時点では当初7名だった。しかし、1月現在では14名になっている。いわゆる年度の途中で産休明けの——ゼロ歳児の子供たちがどんどん保育園に入ってくると。先ほど申したとおり、ゼロ歳児については国基準では3対1の基準なので、どんどんゼロ歳児が入ってくることによって、保育士をどんどん採用しなければだめだということになってくる。なかなか採用もうまくいかなしい、大変労働がきつくなってくると。年齢が低くなればなるほど保育が大変だということが言えると思う。これはやはり

保護者が、話としては働いている職場で育児休暇がなかなかとれないということで、産休明けからすぐ保育所に入れなければならないという事例が大変ふえているということのあらわれではないかと思われる。

それから学童保育の指導員も、平均やっぱり12万円くらいの給料で、しかも処遇改善の——今年度、処遇改善のための支援金のような形でお金が入っているわけだが、それもつかみ程度で、しかも毎年定額が入ってくるわけではなくて、動きもあるし、なかなか保育士よりさらに厳しい労働条件の中で働いているというのが実態だということが明らかになっている。そういう現状の中で、2番目の項目、保育士不足を解消し、それから保育の質を確保・向上させると。それから、保育士や学童保育指導員などの職員の配置基準、これが非常に大事だと。処遇を抜本的に改善してほしいという要望については、十分私どもも賛同できていると思う。

先ほど言った国基準どおりやっている職場では、例えば4歳児、5歳児で30人に1人の保育士しかいないということなので、これは外に散歩に行くこともままならない。例えば30人の4歳児、5歳児で、保育士1人で道路を歩いて散歩に行くというのは考えられないので、できないんだ。だから、基準どおりやっているところは、散歩をやめるところも保育園としてある。したがって、保育の質を維持するということから見ても、やはり今の国基準の最低基準であれば、とてもまともな保育ができない。そのために、1.5倍、2倍の保育士でやらざるを得ないというのが実態になっていると思う。

- それから、3番目の「延長保育、休日保育、障がい児の保育、学童保育などが充実するよう、予算の確保・充実を国に要望していただきたい」という項目だ。

これは特別保育ということで、いろいろこの延長保育、休日保育、障がい児保育を各保育園では行っているわけだが、やはりこれ、全体的に国や市の支援が非常に少ないということで、保育園の負担がきつくなっている。

例えばこの障がい児の保育でも、障がい児がふえて職員1名を配置しなければならなくなっても、これ月額7万円の支援金が払われる。7万円というと大体半日分だ、一月7万円だから。月14万円の保育士がいるとすると、7万円では大体半額くらいしか払われないということで、やはり実態に見合う支援をぜひしなければならないと思う。延長保育、休日保育も、障がい児保育と実態が同じような形で実施されている。

したがって、保育園のこの実施をきちんとやっていただくためには、これも市や国の負担が、きちんと支援金を支援していくということが必要になってきているということで、賛同できると思う。

- それから、4番目の「小学校再編の際には、既存の学童保育所の行き場がなくならないよう、十分に配慮をしていただきたい」という項目だ。

これは、小学校の統廃合が進むと、学童保育所についても1校区1学童保育所というふうに考えられるが、機械的にそういうことをしないで、学童保育所を実態に合った状態でぜひ確保していただきたいという項目だと思う。この点についても賛同できると思う。

- それから、5番目の「保育士配置や、人件費などの基準となる公立保育園をなくさないでいただきたい」という項目についてだ。

今、公立保育園が廃止されて、公立保育園が激減してるという状況だ。しかし、公立保育園については、保育士は公務員ということで賃金などが一応安定してるということで、保育という子育てにとって非常に重要なこういう分野については保育士の生活が安定しているということが非常に重要だという点からも、公立保育園が一つの典型になっている。また、保育士の配置基準では、例えば函館市では国の基準——最低基準が子供3人に対して保育士1人となっているが、函館市の公立保育園では子供2人に保育士1人という配置基準でやっているということだ。したがって、国よりも基準をよくして、そして保育するというのが公立保育園で行われている、これもぜひ行われるべきではないかと思う。

都市によっては、やっぱり最低基準が——国基準があるけれども、それを上回って条例などで基準を決めてやっている都市もある。だから函館市も、それだけ市の持ち出しが多くなるわけだけれども、国の基準——配置基準は最低基準だから、それよりもよい基準を自治体独自でつくる必要があるのではないかということだ。そういう点で行き届いた質の高い保育を実施するためには、保育条件の整備充実が必要だ。

あるべき保育条件として公立保育園があることは非常に貴重だということで、公立保育園をなくさないでいただきたいという要望については、賛同できるし、推進していくべきだと思う。

- ・ それから、6番目の「子どもの医療費助成において、3歳未満と3歳以上非課税世帯にかかる初診時一部負担金を無料にしていきたい」という要望だ。

これは、3歳未満の子供と、3歳以上だがその保護者が市民税非課税世帯という場合は、初診時一部負担だけになっている。子供の医療費というのは、所得制限とか一部負担金がなくて完全無料化が望ましいと私も思っている。

したがって、せめて一部負担金、これ医科であれば580円、歯科であれば510円か、これも無料にするということについては、完全無料化の第一歩だということで、せめてこの程度は無料化にするのは、私どもとしても賛同できると思っている。

- ・ 以上、この6項目について、賛同できるし、ぜひこれを十分審議して、そして民生常任委員会でもよりき判断をしていただきたいということを申し述べて、その賛同の趣旨・理由について述べた。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ただいま、紺谷議員から紹介議員としての説明があった。
- ・ ただいまの説明に対して、各委員から何か御質疑あるか。

○斉藤 佐知子委員

- ・ この請願の要旨、今、紺谷議員からの御説明を聞いて十分わかる。で、6項目あるけれども、非常に具体的にこうしてほしいというのあれば、そうでないのもあって、なかなかわかりづらい部分がある。まず、1の「保護者の家計を圧迫する保育料の引き下げをしていただきたい」。趣旨は重々わかるが、今、細分化をされ、国よりも低額となっている中で、この引き下げの額と言うか、その範囲はどのようにお考えなのかをお聞かせ願いたいと思う。

○紺谷 克孝議員

- ・ 先ほど言ったとおり、保育料の計算が市民税の所得割の課税額でずっと、そういう形で決められて

いるということで、なかなか基準額から言って何ぼということが言いづらいけれども、実態から言って、やはり先ほど言ったとおり、例えば5万円だとかっていう保育料なんかについて、これは感じだけれども、1万円や2万円は引き下げるのがあれでないかというふうに——例えば、国保料だと5%引き下げて、一家庭で1万円や2万円下がったところもある。だから、国保料に見習うというのはちょっと変だけれども、1万円や2万円は引き下げる必要があるんじゃないかと、感じとして、そういうふうに思う。

○齊藤 佐知子委員

- ・ わかった。
- ・ それと、2番の「配置基準、処遇を抜本的に改善していただきたい」。この抜本的に改善というのは、函館市独自として抜本的に改善してほしいということなのか、3と同様に国に対してもそういうふうにしてほしいという、そのあたりはどのようなお考えなのか。

○紺谷 克孝議員

- ・ ここには国とか市とかというふうには書いていない。それで、推測になるわけだけれども、私としてはやっぱり先ほど言ったように、国の基準が昭和23年からほとんど改定になっていなくて、そのとおりやると本当に質を維持できるかどうかということが疑われるような保育になってしまう。したがって、国に対して最低基準を引き上げるようにという要望は強くすべきだと思うと同時に、それがまだ実現しない段階では、先進——進んだところで、各都市でも行っているとおりに、最低基準だから自治体で独自の基準を決めても当然いいことになっているし、そうやっている自治体もたくさんあるから、函館市も、例えばゼロ歳児であれば公立保育園が2対1でやっている。したがって、これは全市的に2対1にするとかということが、これは財政負担も伴うものでなかなか大変だと思うが、やはりそういう方向を目指すというべきだと、自治体としても、そういう思う。

○齊藤 佐知子委員

- ・ わかった。以上です。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかにあるか。（なし）
- ・ 質疑がほかにないので、終結する。
- ・ 紹介議員の皆様におかれては、お忙しい中、本日は御出席いただき感謝する。御退席願う。

（請願紹介議員 退室）

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ただいま紹介議員から請願の内容や理由の説明を受けたが、本件について各委員から何か御発言いただきたいと思う。

○福島 恭二委員

- ・ 今、請願の趣旨について十分説明いただいたので、全てとは言わないけれども趣旨については理解をしたつもりだけれども、にわかにならここで議論して賛否を上げるというのは難しいと思う。私どもとしては、会派に持ち帰って検討してみたいと思う。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ ほかに、御発言あるか。

○金澤 浩幸委員

- ・ うちも同じだ。

○松宮 健治委員

- ・ 公明党も、趣旨は十分理解をさせていただいたので、会派にぜひ持ち帰って検討したいと思う。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 今、3会派からそのような御意見をいただいたが、会派に持ち帰るということで皆様よろしいか。

○工藤 篤委員

- ・ 今、いろいろと御説明をいただいたけれども、これの裏をとると言えばちょっと失礼な言い方になるけれども、市の保育行政も含めて実態がどうなっているのかということ、私どももう一回、勉強というか、したほうがいいんじゃないのかという気がする。いずれにしても市の保育行政は、函館市だけではなくて、民間の保育園も含めて、市の保育行政としてやっぱり責任を持っているわけだから、その実態がどのようになっているのか、やっぱり市がどういうふうと考えて、どういうふうに行っているのかということも、それらを今、もう一回勉強というか確認をして、それとこの要望の趣旨等々を照らし合わせていかなければ、判断に迷うのではないかなという気がするので、ぜひそういう場を持っていただければありがたいと思う。

○市戸 ゆたか委員

- ・ 関連してだけれども、先ほど第1項目の「保育料の引き下げをしてください」ということで、所得税での表示しかないということで、所得がどのくらいで、今、保育料がどのくらいなのかというモデルケースも含めて、判断するのに資料が必要だと思うけれども、そういうのも含めた上で、子ども未来部の方に来ていただいて、きょうじゃなくてもいいけれども、きちんと調査をしていただければ、より実態がわかるのではないかなと思うので、私からも希望する。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 今、3会派からは会派持ち帰り。また、工藤委員、市戸委員から理事者を呼んで話を聞きたいということだった。どうするか、皆さん。

○能登谷 公委員

- ・ 折衷案ではないけれども、会派に持ち帰って、いろいろ会派で討議して、そして原部に聞くという方法でいいのではないかと私は思う。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 今、能登谷委員から、各会派に持ち帰り、また再度検討して、そして理事者を呼ぶとか呼ばないとか、そのように検討したらどうかという意見が出た。どうだろうか、皆さん。

○福島 恭二委員

- ・ 私はそういう段取りで、会派に持ち帰ってもこれで終わりということではなくて、理事者の意見も聞く場を持つ必要があるのではないかなと思うので、そういったことは今でなくて、この後にしてほしい。そのときは今言った資料の請求もあってもいいのではないかなと思う。

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 今、福島委員からそのような御発言がございましたけれども、皆さんよろしいか。これで終わりという——当然、審査は続いていくので、終わりということではなく、ひとまず紹介議員の皆さんのお話をきょう聞いた。そして、各会派に持ち帰り、今後、この請願に対してどのように対応していくのか、その辺を各会派で検討して、また再度委員会で話し合っていく。その流れでいきたいという考えでよろしいか。（「異議なし」の声あり）
 - ・ では、そのようにさせていただく。
 - ・ それでは今、確認をさせていただいたので、本件についてはこれで終わる。
 - ・ お諮りする。閉会中に委員会が行った審査については次の定例会で報告することとなるが、委員長の報告文については委員長に一任願いたいと思う。これに、御異議ないか（「異議なし」の声あり）
 - ・ 異議がないので、そのように決定した。
 - ・ 議題終結宣告
-

2 閉会中継続調査事件

(1) 適正なごみ処理とその運営方法について

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 議題宣告
 - ・ 前回の委員会において確認した内容を、理事者にも今後の環境行政の参考にしていただくため提言として取りまとめることを確認しており、あわせて、本日、正副案をお示しさせていただくこととしていた。
 - ・ 案として配付しているが、あらかじめ御意見を伺っていた原案からは3点整理させていただいている。1点目は、1ページ「はじめに」の「調査の目的」の内容をわかりやすく表現をさせていただいた。そして、2点目は、2ページだけれども、「減量化および資源化による効果と問題点」、1「現状」の(1)「全国の状況」の並びに、対象とした自治体について括弧書きで補足説明を記載した。3点目は、5ページだ。「広域化の効果と課題」のうち、ポツ3番目の地理・地形・面積による要因にかかわって、具体的な内容を加筆し、それぞれ整理させていただいているが、各委員、いかがか。（「異議なし」の声あり）
 - ・ それでは、提言については、ただいま確認した内容で確定させていただく。
 - ・ ここで、各委員に御相談だが、理事者への提言の提出については、日程調整の上、正副から行うこととし、以上をもって本件調査を終了したいと思うが、よろしいか。（「異議なし」の声あり）
 - ・ それでは、本件については調査を終了する。
 - ・ お諮りする。閉会中に委員会が行った調査については次の定例会で報告することとなるが、委員長の報告文については委員長に一任願いたいと思う。これに、御異議ないか（「異議なし」の声あり）
 - ・ 異議がないので、そのように決定した。
 - ・ 議題終結宣告
-

3 その他

○委員長（池亀 睦子）

- ・ 次に３のその他だが、各委員から何か御発言あるか。（「なし」の声あり）
- ・ 散会宣告

午前10時44分散会